

新型コロナウイルス感染拡大防止のための電話による診療について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、**当面の間**、外来患者さんに電話による診察を行い、**処方箋の発行及び衛生材料・保険医療材料の支給**する運用を行うこととなりました。

1 対象となる外来患者

慢性疾患等を有しており当センターを定期的に受診している方で、主治医が電話での受診が可能と判断した方に限ります。

2 電話による診察方法

当センターに電話をかけていただきますと、主治医の電話対応が可能な時間に折り返し電話します。

※お手元に、お薬手帳と保険証、医療証をご準備ください。

3 処方可能な薬及び支給可能な衛生材料・保険医療材料

これまでも継続的に処方していた慢性疾患治療薬及び衛生材料・保険医療材料です。

4 処方箋の交付及び衛生材料・保険医療材料の受渡し

- (1) 処方箋の交付は、希望する薬局への FAX により行います。
- (2) 衛生材料・保険医療材料の受渡しは、お手数ですが、外来患者さんのご家族等の方が当センターへ受取りにきていただきます。

5 会計について

会計のある方については、納入通知書を送付しますので、納入通知書によりお支払いください。